

国家公務員給与削減法案が2月中に成立へ

前号のくみあい通信から国家公務員の給与削減法案に動きがありましたので、現時点での大学の考えも含めて紹介します。

(文責：小藪)

ご報告

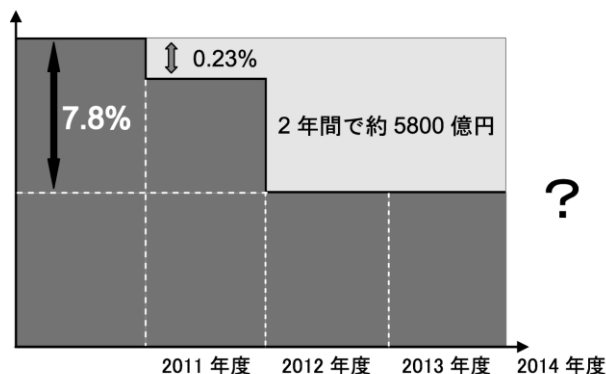
■1■ 国家公務員給与削減法案の概要

国家公務員の給与引き下げに関する臨時特例法案は、結局、政府・民主党が自民・公明の両党に譲歩し、自民・公明両党が共同提出した削減法案（2011年度人事院勧告の実施を含め、平均7.8%の給与削減）を基本とすることで合意しました。

その結果、民主・自民・公明の三党が共同提案した削減法案は23日の衆議院本会議で可決され、同日中に参議院へ送られ、2月中に成立する見通しです。

この成立見通しの削減法案のポイントは、次のようになります。

- (1)2011年度の人事院勧告(平均0.23%の引き下げ)を2011年4月に遡って実施する。
- (2)2012年度・2013年度は、2011年度の人事院勧告実施分を含めて、2010年度対比で平均7.8%の削減を行なう。



(日本経済新聞を参考)

なお、2011年度の人事院勧告の実施に当たっては、
 ①2011年4月への遡りについては、既に支給した給与からの減額分は2012年6月のボーナス(期末・勤勉手当)時に差し引く。
 (朝日新聞デジタル版より)

②給与構造改革における経過措置額の廃止とそれに伴う昇給回復措置(後述参照)については、「平成26年4月1日に一度に実施することとするが、それまでの間においても、平成24年4月1日及び平成25年4月1日に、経過措置所要額の自然減に対応した昇給回復を実施する」(2月17日三党合意文書)とし、経過措置額の廃止は給与削減法案期間終了後へ先送りとなっています。

また、地方公務員の扱いについては、「地方公務員の給与については地方公務員法、及びこの法律の趣旨をふまえ、地方自治体において自主的かつ適切に対応されるものとする」との付則が盛り込まれました。これに付いても、政府・民主党が自民・公明の両党に押し切られた形です。

なお、給与削減の見返りとも言うべき国家公務員への労働協約締結権付与(国家公務員制度改革関連法4法案)については、「審議入りと合意形成に向けての環境整備を図る」とされています。

■2■ 人事院勧告に連動した給与減額は、広島大学では2011年度は実施されない見込み

人事院勧告は「法律の公布日の翌月(公布日が1日の場合はその月)から実施」とされており、2月に給与削減法案が成立した場合は3月からの実施になります。

したがって、国家公務員の場合は、3月給与から平均で0.23%の引き下げが実施され、2011年4月から2012年2月までの期間の平均0.23%引き下げ相当分は2012年6月ボーナスから控除される予定です。

一方、広島大学は「不利益変更は遡りをしない」ことを基本方針としており、2011年4月から2012年2月までの期間の平均0.23%引き下げについては、これまでと同様、実施されません。

これに加えて、3月分の削減についても、2月21日の団体交渉において「実施は時間的に無理」との回答を得ました。

したがって、2011年度における人事院勧告への連動は無い見込みです。

■3■ 2012年4月からの給与削減法案の影響について

国家公務員の給与削減法案が成立した後、広島大学（国立大学法人）に対して政府がどのような要請を行なって来るかは明らかではありませんが、組合としての基本的姿勢は、当該給与減額法案への連動に反対し、広島大学の労使が独自に給与を決定する課題を提示して行きます。

しかしながら、広島大学のみでなく他の国立大学法人においても、運営費交付金に縛られた立場からこれまでも人事院勧告に連動する対応を取っており、今回は、それに加えて削減分を震災の復興財源に充てるとの目的が示されています。

組合はこの間の団体交渉において、「この何年間、給与の減額が続いており、教職員の不満は爆発寸前の状態だ」と訴えています。先日（21日）の団体交渉においては、大学側から「復興財源に回すとのことで、協力しないわけには行かないと思っている。ただし、代償措置は検討したい」旨の説明がありました。

今後、大学との交渉において組合の上記基本方針の実現が困難との判断になった場合は、組合としては実質的な給与減少を可能な限り少なくする方法を追求して行きます。

■4■ 2011年度人事院勧告

1. 月例給与

(1)行政職俸給表(一)

民間の給与水準を上回っている50歳台を中心に、40歳台以上で引き下げ。

50歳台:最大▲0.5%、

40歳台後半:▲0.4%、

40歳台前半0~▲0.3%、若年層据置き。

(2)指定職俸給表

行政職(一)の管理職層に準じて▲0.5%

(3)その他俸給表

行政職(一)との均衡を考慮した引き下げ(医療職俸給表(一)等は除く)

(注)給与構造改革における経過措置額も連動して引き下げる。

2. ボーナスは改定しない

3. 給与構造改革における経過措置額の廃止

(1)経過措置額の廃止の方法

●平成24年度 経過措置額として支給されている俸給の2分の1を減額(減額の上限は1万円)

●平成25年度 廃止(平成25年4月1日)

(2)廃止に伴う昇給号俸の回復

廃止によって生ずる原資を用いて、若年・中堅層を中心に抑制されて来た昇給を回復。

●平成24年4月1日

36歳未満 最大2号俸回復

36歳以上42歳未満 最大1号俸回復

■5■

政府が6月に提出した国家公務員給与減額法案

I. 俸給月額、俸給の特別調整額、期末手当、勤勉手当等の支給減額率

1. 俸給月額

① 本省課室長相当職員以上

(指定職、行(一)10~7級) ▲10%

② 本省課長補佐・係長相当職員(行(一)6~3級) ▲8%

③ 係員(行(一)2、1級) ▲5%

2. 期末手当及び勤勉手当 一律▲10%

II. 俸給月額に連動する手当等の減額支給

1. 地域手当等の俸給月額に連動する手当(期末手当及び勤勉手当を除く。)の月額は、減額後の俸給月額等の月額により算出

2. 超過勤務手当等の算出基礎となる勤務1時間当たりの給与額や休職者の給与は、減額後の俸給月額等の月額により算出

※ 扶養手当、住居手当等の俸給月額に連動しない手当については、減額の対象外

III. 給与減額支給措置の期間

法律の公布の日の翌々月の初日から

平成26年3月31日まで



病気休暇等での欠員時の補充について

今年度の統一要求事項（全部で 29 項目）の一つに、「5. 病気休暇・休職で教員に欠員が出た場合に授業及び校務を担当する非常勤講師の補充を求めます。また、病気休暇・休職中の人的措置への対応について責任を持つ部署の設置を要求します」があります。

この要求は、附属学校の場合ですと、病休等で教員の欠員が生じたとき、授業については時間講師によるカバーがありますが、校務についてはその他の常勤の教員がカバーしており、大きな負担になっている現実があります。したがって、公立学校と同様に、授業及び校務を担当する非常勤講師の配置を求めたものです。

一方、大学では、常勤教員病休時における非常勤講師の給与について、当該病休教員の研究費による負担を要請される事例がありました。

また、職員のところにおいても、病気休暇・休職で欠員が出た場合に適切に補充が行なわれていない実態もあります。

これらの場合に、欠員をカバーする措置は運営者の責任であることを明確にし、責任ある対処を行なうことを求めたものです。

1月18日（水）の団体交渉では、この要求事項に付いても交渉しました。

この団交前にあった大学回答も含め、以下の2点をお知らせします。

(1) 責任を持つ部署については、共通人件費予算に係る全体の執行管理上は、財務・総務室の人事グループが担当部署になる。

(2) 欠員補充について、部局に経費が無い場合は、人事グループへ相談してもらえばよい。



以下は、この要求事項に関する団体交渉の状況です。

ただし、小藪の一部のメモからで、きちんと全体が記録されたものではないこと、及び、正確さは保留付きでお受け取り下さい。

●日時 2012年 1月18日(水) 15:00~17:00

●出席 (当方) 西村委員長、河村副委員長、前空書記長、橋本書記次長、小藪書記次長、吉田執行委員、市川組員
(先方) 河本理事、眞田服務GL、宮脇職員福利GL、岡村人事G専門員、横山主幹、長谷川主査

【病気休暇・休職での欠員補充と人的措置への対応に責任を持つ部署の設置について】

(組合) 組合の考えを説明

(大学) 多くの部局で経費が残っている。仮に、部局に経費が無い場合は相談してもらえばよい。(対応については) 第一次は部局の判断になる。部局の対応が目には余る場合は改善命令を出すことはある。

(組合) 危機管理の問題だと思う。普通の状態としては理解できる。しかし、非常時でのそれは、部局と休む個人との関係になる。

(大学) 例えば、ある部局の教員が休む → 部局で相談する → 部局での経費対応が不可 → 財務へ相談が来る、の流れになる。部局間貸借だってある。

(組合) この問題の発端は、ある部局で「金が無いからダメ」の回答があったことだ。これは緊急避難の話だ。

(大学) 支援室に聞いてもらえばよい。

(組合) マニュアル等のルール化が必要だ。学期前ならまだしも、学期中の発生の場合は対応の難しさがある。

(大学) 部局から財務へ相談してもらえばよい。

(大学) 部局から財務への相談という方法を知れば、解決・改善可能な問題もあると思う。

(組合) 周知して欲しい。

(組合) どこへ相談したらよいか、やり方が分からないので、個人へ負担が来る。お金も手当てして。

(大学) お金が無いことはない。部局長裁量経費が残っている。それが無いときは人事へ相談してもらえばよい。

(大学) 周知について検討する。

(文責 小藪)

これからの 2011 年度 **Union** 教養講座スケジュール 18:00~19:00

だれでも 気軽に いろいろ 楽しく ……入場無料

ご案内

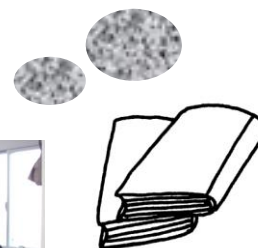
第 5 回目 哲学用語を再考する~西洋古代・中世哲学から 文学研究科支部 赤井 清晃
3/14(水) 東広島キャンパス 総合科学部 K 棟 202 号教室

第 6 回目 石のはなし:日本列島の生い立ちに絡めて 理学部支部 早坂 康隆
4/25(水) 東広島キャンパス 総合科学部 K 棟 202 号教室

これまでの **Union** 教養講座風景
第 3 回 1/18



第 4 回 2/11



メールリストでは既にご案内しましたが、メールを登録されていない方は下記お願いします。

お願い

3月・4月に退職・異動等がある方は組合までご連絡ください

組合員管理・会計事務の都合上、以下の方はご協力お願いいたします

- ① 退職
- ② 再雇用、非常勤になる方
- ③ 休職・休業
- ④ 異動(学内異動も含む)
- ⑤ 個人番号が変わる方(雇用形態の変更等により)

発行 広島大学教職員組合

(東広島事務所 本部)
東広島市鏡山 1-7-2 (広大西口 西エネルギーセンター内)
内線 (東広島 84) 5390 TEL/FAX 082-422-7556
union@hiroshima-u.ac.jp

(広島事務所)
広島市南区霞 1-2-3
(霞キャンパス内 第 3 駐車場南側 ゴミ収集場横プレハブ 1 階)
内線 (霞 83) 6081 TEL/FAX 082-255-6156

